

## ○緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準

(平成十年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第二号)

(最終改正 平成29年2月27日)

工場立地法第四条の二第二項に規定する区域の区分ごとの基準は、次の表のとおりとする。

	第一種区域	第二種区域	第三種区域	第四種区域
緑地の面積の敷地面積に対する割合	(百分の二十超百分の三十以下) 以上	(百分の十以上百分の二十五以下) 以上	(百分の五以上百分の二十未満) 以上	(百分の五以上百分の二十五以下) 以上
環境施設の面積の敷地面積に対する割合	(百分の二十五超百分の三十五以下) 以上	(百分の十五以上百分の三十以下) 以上	(百分の十以上百分の二十五未満) 以上	(百分の十以上百分の三十五以下) 以上

(備考)

- 1 第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。
  - 一 第一種区域 住居の用に併せて商業等の用に供されている区域
  - 二 第二種区域 住居の用に併せて工業の用に供されている区域
  - 三 第三種区域 主として工業等の用に供されている区域
  - 四 第四種区域 第一種区域、第二種区域及び第三種区域以外の区域
- 2 区域の設定に当たっては、緑地整備の適切な推進を図り周辺の地域の生活環境を保全する観点から、次に掲げる事項に留意すること。
  - 一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に定める用途地域の定めのある地域については、原則次の区分に従うこと。
    - ア 「第一種区域」として設定することができる区域 「第二種区域」又は「第三種区域」として設定することができる区域以外の区域
    - イ 「第二種区域」として設定することができる区域 準工業地域
    - ウ 「第三種区域」として設定することができる区域 工業専用地域、工業地域
 なお、工業地域であっても多数の住居が混在している場合のごとく第二種区域又は第三種区域を設定した場合に特定工場の周辺の地域における生活環境の保持が著しく困難と認められる地域については、用途地域にとらわれることなく地域の区分の当てはめを行うこと。
  - 二 都市計画法第八条第一項第一号に定める用途地域の定めのない地域については、

原則次の区分に従うこと。

ア 「第四種区域」として設定することができる区域 工場の周辺に森林や河川、海、運河、環境施設等が存在している等、その区域内の住民の生活環境に及ぼす影響が小さい地域であること。

イ 「第四種区域」以外の区域として設定することができる区域 今後の用途地域の指定の動向、現に用途地域の定めのある周辺地域の状況等を参考に区域の設定を行うこと。

三 また、第二種区域又は第三種区域を設定する場合には、工場の周辺に森林や河川、海、運河、環境施設等が存在している等、その区域内の住民の生活環境に及ぼす影響が小さい地域であること。

さらに、第二種区域及び第三種区域の設定に当たっては、現在でも緑地面積率が数%と言う状況に留まっている、古くから形成されてきた工業集積地のような地域に第二種区域又は第三種区域を設定することによって、工場の緑地等の整備を促し、結果として現状よりも緑地等の整備が進むように配慮すること。

3 工場立地法施行規則（昭和四十九年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第一号。以下「規則」という。）第四条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第一号トに掲げる施設と重複する土地及び規則第三条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の百分の五十の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。